

平成25年 8 回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成25年12月13日（第5日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	川 崎 一 平	10 番	秀 島 和 善
2 番	前 田 弘 次 郎	11 番	井 崎 好 信
3 番	溝 口 誠	12 番	大 串 弘 昭
4 番	大 串 武 次	13 番	内 野 さよ子
5 番	吉 岡 英 允	14 番	西 山 清 則
6 番	片 渕 彰	15 番	岩 永 英 毅
7 番	草 場 祥 則	16 番	溝 上 良 夫
8 番	片 渕 栄 二 郎	17 番	久 原 房 義
9 番	久 原 久 男	18 番	白 武 悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田 島 健 一	副 町 長	杉 原 忍
教 育 長	江 口 武 好	総 務 課 長	百 武 和 義
財 政 課 長	片 渕 克 也	税 務 課 長	吉 原 拓 海
企 画 課 長	相 浦 勝 美	住 民 課 長	一ノ瀬 清 雄
保 健 福 祉 課 長	堤 正 久	長 寿 社 会 課 長	片 渕 敏 久
環 境 係 長	稲 富 道 広	水 道 課 長	荒 木 安 雄
下 水 道 課 長	赤 坂 和 俊	産 業 課 長	赤 坂 隆 義
農 村 整 備 課 長	嶋 江 政 喜	土 木 管 理 課 長	小 川 豊 年
建 設 課 長	岩 永 康 博	会 計 管 理 者	岩 永 信 秀
学 校 教 育 課 長	北 川 勝 己	生 涯 学 習 課 長	本 山 隆 也
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 串 玲 子		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴 崎 俊 昭
議 事 係 長	吉 岡 正 博
議 事 係 書 記	片 渕 英 昭

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。
8番 片 渕 栄二郎 9番 久 原 久 男

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程（提案理由の説明）

議案第90号 白石町立北明小学校体育館非構造部材耐震化等改修工事請負契約の変更について

日程第3 請願の上程（請願の説明）

請願第1号 2014年4月に県立高校に入学する生徒が使用する学習用パソコンについて備品扱いとするよう求める請願について

日程第4 議案質疑

議案第77号 消費税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第78号 白石町税条例の一部を改正する条例について

議案第79号 白石町社会教育委員条例の一部を改正する条例について

議案第80号 平成25年度白石町一般会計補正予算（第5号）

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

お手元に、要望書と受付簿兼処理状況簿を配付をいたしております。また、財政課から、消費税増税に伴います各施設使用料の影響額調査表が提出をされております。御確認をいただきたいと思っております。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、片渕栄二郎議員、久原久男議員の両名を指名いたします。

日程第2

○白武 悟議長

議案第90号が追加提出されました。

これは皆さんのお手元に配付しているものであります。

日程第2、議案第90号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

おはようございます。

本日、追加提案いたしました議案について御説明を申し上げます。

議案第90号「白石町立北明小学校体育館非構造部材耐震化等改修工事請負契約の変更について」は、白石町議会の議決に付すべき契約に該当するため、今回提案するものでございます。

提案いたします議案については以上のとおりでございます。詳細については課長のほうから説明させます。十分御審議賜りますようお願い申し上げます。

○白武 悟議長

内容説明を求めます。

○北川勝己学校教育課長

議案第90号「白石町立北明小学校体育館非構造部材耐震化等改修工事請負契約の変更について」、御説明をいたします。

契約の目的は、白石町立北明小学校体育館非構造部材耐震化等改修工事であります。工事の場所は、白石町立北明小学校であります。契約金額につきましては、変更前が5,145万円で、変更後の金額は5,161万2,750円となっております。16万2,750円の増額でございます。契約の相手方につきましては、唐津市の唐津土建工業株式会社であります。

この事業につきましては、学校施設環境改善交付金によりまして体育館の耐震化を図るものでございます。工事の主な変更内容といたしましては、既設の天井裏に配線がしてありますけれども、これは水銀灯の配線でございますが、これが天井裏にもたれかけた状態であるため、独立しての配線に変える変更、それと外壁部分の補修、塗装関係の数量の変更及びその他精査による変更であります。今回の契約につきましては、議会へ付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に該当するため、議会の議決を求めるものであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第3

○白武 悟議長

請願第1号が提出されました。

これは皆さんのお手元に配付しているものであります。

日程第3、請願第1号を議題とします。

紹介議員の内容説明を求めます。

○秀島和善議員

おはようございます。

各議員のお手元に、2014年4月に県立高校に入学する生徒が使用する学習用パソコン

ンについて備品扱いとするよう求める請願ということで配付されてると思います。このことについて、私、紹介議員として、文案を読み上げながら皆さんへの御理解、御協力をお願いしたいと思います。

請願人は、佐賀市高木瀬町大字東高木227-1、佐賀県高等学校教職員組合内になりますが、ゆきとどいた教育をすすめる佐賀県連絡会代表世話人東島浩幸、もう一名が、地元の大字福富1386、川崎秀樹、そして先ほど申しましたように私が紹介議員となっております。

意見書の案ということで読み上げさせていただきます。

佐賀県教育委員会は、来年度から県立高校に入学する生徒に学習用パソコン（タブレット端末型）を、学校備品ではなく5万円の価格で購入させることを発表している。このことに対して、嬉野市議会、武雄市議会、多久市議会では保護者の負担が重いとする意見書が可決されました。また、佐賀県PTA連合会からも要望書が出され、佐賀県内外の保護者や市民から疑問や批判の声が相次いでいる。

今回の機材導入に当たり、佐賀県の政策として全国に先駆けて導入することが優先され、費用負担や教育的効果については専門家も疑問視する中において、保護者や生徒、学校が実験場とさせられることを危惧する。高校入学時には、制服や学用品などの購入のために保護者は多額の負担をしており、これ以上の保護者負担は望ましくない。学習用パソコンの個人購入が経済的に困難な家庭に対して、奨学金による貸与をする方針だが、奨学金の返済が困難な卒業生が増加してる現状を直視していないのではないかとわざるを得ない。情報機器の利活用による教育を推進するのであれば、佐賀県が県立高校の備品として活用することが本来のあり方である。

以上のことから、県立高校に入学する生徒が使用する学習用パソコンについて、5万円の保護者負担を強いるのではなく、備品扱いとするように求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書として提出するということであります。

けさ方、佐賀新聞に大きく、県立高校導入のタブレット、生徒負担5万円で決定ということで、県教委の最終決定が発表されておりました。この決定の内容を見ますと、佐賀県教育委員会は12日、来年度の県立高校1年生6,800人に導入するタブレット端末の生徒負担額が5万円で最終決定をしたと発表したということで掲載されておりますけれども、このタブレット版のパソコン初め機材に伴う教材費など、全体では8万4,000円程度になると見られています。

先ほど読み上げましたけれども、嬉野、多久、武雄からのこのことについての個人負担の軽減ということでの意見書が出され、またPTAや県民の世論が県教委を動かし、個人負担の5万円負担でいくということを決めたようですけれども、それにしても5万円は大きいと思います。先ほど読み上げましたように、新入学時には制服、靴、かばん、ランドセルから、部活に入れば多額の金額を要します。ただでさえ現在働く人がふえていく今、学童保育の状況を見ましても、共働きでなくては生活できないと。実質賃金もこの15年上がってはおりません。そのことから鑑みても、生徒負担ではなく県の教育委員会としての負担をし、備品扱いにすることが大事ではないかと考えています。関係各議員の御理解と御協力をよろしく願いをいたしまして、私からの説明といたします。

日程第4

○白武 悟議長

日程第4、議案質疑に入ります。

議案第77号「消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

白石町交流館条例の一部改正の中の2条ですけれども、同表の中、「切り上げる」を「切り捨てる」に改める、この上げると切り捨てるはなぜ変わったのか、お願いします。

○片渕克也財政課長

消費税アップに伴うアップ分の転嫁について、税額を切り上げるとなると抵抗があるというふうなところで切り捨てるというふうにしたものであります。

なお、以前の改正前につきましては、それぞれ例えば使用期間だとかというところで端数が出た場合、1年を基本として年額で幾らというふうな決め方をしとって、それを月割りして端数が出た場合というふうなことを想定しまして切り上げるとしておりましたが、今回消費税のアップ分については消費税のアップ分を切り上げるのはおかしいだろうということで、切り捨てるということに変更しております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

同じ3条でありますけれども、「許可と同時」を、今度は「町長が指定する日まで」に改めると、許可と同時と町長が指定する日までの違いを教えてくださいませんか。

○片渕克也財政課長

3条のほか、あと公民館条例とかそれぞれの施設の条例については、今までは条例上、申請をしたときに許可がおりますので、その段階で使用料前納主義というふうなことを考えて条例が制定してありました。実際上は、使用後に納めてもらうというのが実態でございます。で、実態に合わせた形で、町長が指定したときというふうに変更させていただくこととしております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

ページ7ページであります。22条の白石町法定外公共物の管理に関する条例、これまでずっと21条まで来て、ここで最後にこれがあります。例えばどういうものがあるのか、済みません、調べてなかった。この点についてお願いします。

それから、同じページの23条ですが、これは水道も同じですが、それまで1.05という表現であったのが、特定環境保全公共下水道条例になりますと100分の105という表現に変わっています。ここで見ているときもちょっと感じていましたが、ずっと並べてみますと、下水道、水に関してはこういう表現が一般的になっているのかどうか、白石町については変えてもいいのではないかなという気がしましたので、その点について。

それから、改正案と現行という対照表がありますが、29の15、15ページですが、白石町の健康センター条例の件です。白石町健康センターについては、俗に普通一般的には、健康センターと、それから総合センターもありますが、次のページの29の17というのに白石町農村環境改善センターというのが2つあります。白石町の総合センターに関しては、通常そのように言われていますが、農村環境改善センターという言葉で表現されています。この現行のところの地方自治法というところが変わっています。これは補助金関係と何か関係があるのか、今回改正をされているのでは言葉の表現が変わっていますので、その点について3点お願いします。

○小川豊年土木管理課長

白石町法定外公共物の管理に関する条例の件でございます。今回、第16条のほうに1項つけ加えをしております。これは、占用期間が1カ月に満たない占用料についての規定でございますけれども、本来、法定外公共物の管理に関する条例を制定するときに盛り込んでおくべき事項でございましたけれども、それが漏れておったということで今回追加をしたということでございます。

○白武 悟議長

他の項目の回答はどちらのほうですか。

○荒木安雄水道課長

水道料金についてお答えをいたします。

これまで、水道料金につきましては税込みで表示をいたしておりました。今回の消費税の見直しによりまして税抜き額に直しまして、その額に1.08を乗じた金額を今回提案させていただいてるところでございます。

以上です。

○杉原 忍副町長

先ほどの内野議員の質問の1.05、1.08と100分の105、100分の108の違いでございますけれども、ここはずっと並べて表示しておりますので違いがありますけれども、根本の条例に合わせております。法律に合わせておまして、それぞれ表示が違っている関係でこの表記が違ってきております。

以上です。

○白武 悟議長

貸借対照表のところは。

○本山隆也生涯学習課長

農村環境改善センター・保健センター条例の改正であります。実質的には、白石公民館がらせていただきまして受け付け等処理をしておりますけれども、その部分の地方自治法による別表という部分に関しては、また後もって調査いたしまして御報告申し上げたいと思います。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

副町長からの答弁がありましたけれど、これは全体的に国の流れとか、そういうふうなものでこういうふうに規定をされているんだと思います。私も今回、前も違和感を感じていましたが、白石町だけでも見やすいように変えることはできないのかと、そういうふうに思ったので質問しました。その点について。

○杉原 忍副町長

今、この条例がこういう一覧でなっておる関係で、今回、105とか1.05とか、1.05を1.08に変えるとか、表示がいろいろございます。ただ、このもととなっており、法律がそれぞれ表示が違っております。そういう関係で、法律に合わせるということから、こっちのほうで最終的に条例として並べてみたときに、修正後の条例として見たときにはわかりやすいというふうに判断をしております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

16条の白石町農村環境改善センター・保健センター、通称総合センターのことです。消費税アップに伴って使用料をもらうわけですが、先般、教育を考える会で、私行ったんですけども、異常な音がしておりました。それで聞いたら、今回多額の予算を使って修理をしておりますよね。何か不都合な点があったみたいに聞いたんですが、そこら辺のところは。夏のほうは無理なんじゃないかなという話も聞いたんですが、ちゃんと修理がなされたのかと。

○本山隆也生涯学習課長

総合センターでございます。空調に関しまして、外部に設けておりますダクト関係の異常ということで修理をさせていただきました。空調に関しては、通常の冷房、暖房に関しては適正な温度になったかと思えます。異常音に関してはまだ承知しておりませんので、異常音に関して聞き取りまた調査いたしまして、御連絡、御報告申し上げたいと思えます。

以上であります。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

これ最初から、総合センターですね、空調の問題、建設当初からの問題です。なかなかちゃんとした修理ができないというところがあるんでしょうけども、今回多額の予算で修理をしますけども、本来なら根本的な空調を考えるべきじゃなかったかなとも思うんですが、この前の教育を考える会でも、暖房だったんでしょうけども、きいてないと思えます。異常音は岩永議員も聞いておりますので、そこら辺調査を正確にお願いして、業者と工事保証期間もあるでしょうから、そこら辺のことをはっきりさせといてください。

○白武 悟議長

この件につきましては、条例の改定とは若干ありますので、後だって全協で報告をお願いをいたしておきます。

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

財政課長にお尋ねいたします。

まず、議案第77号のページ数でいいますと2ページです。2ページの第6条になりますか、白石町陶芸館条例の一部改正ということで、白石町陶芸館条例（平成22年白石町条例第34号）の一部を次のように改正すると。第8条第1項中の「別表のとおり」を「別表に定めるところにより算定した額を1.05で除した額に1.08を乗じて得た額、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額」に改めるということであります。白石町条例集の白石町陶芸館条例2万1,600 2の1というところにあります。第8条に、使用料の額は別表のとおりとするということで、別表を見ますと、陶芸館施設使用料1人1時間100円、陶芸窯使用料、素焼きが4,000円、本焼きが7,000円となっております。この別表の使用料というものには、これまでの消費税の3%が加味された金額なんでしょうか。

済みません、5%でしたね。

○片渕克也財政課長

陶芸館の使用料条例の改正部分にかかわらず、別表となっているところは全て、今

まで5%が含まれた額で表示をしていたという解釈でございます。

○秀島和善議員

先ほどは失礼しました。消費税は3%から始まって5%になりましたので、5%になっているのがこの金額だということです。また、改めて財政課長にお尋ねしますけれども、3%が5%になったときにも、今回と同様、2%分を上乗せされて条例改正をされてるのでしょうか。

○片渕克也財政課長

まず、3%になったのが平成2年ですかね、そして5%になったのが平成9年ですか、そういうところで、旧町の時代になりますけれども、それぞれ旧町で、1年おくれというふうな施設もございますけれども、一応それぞれその都度その都度で条例改正をしてきております。ただ、合併後に、それぞれの施設の同じ規模の施設については使用料を統一しようというふうなことで、平成18年4月に使用料の改定を行っております。その際に、端数がつくのも徴収がしにくいというふうなことで、全て100円単位、50円単位もございますけれども、ほとんどが100円単位というふうなことで丸めてしております。ただ、考え方としましては、消費税は当然内税として中に入ってるよという考え方で処理をしているところでございます。

○秀島和善議員

そうしますと、今回資料として各施設使用料の影響額調査ということで、1条の白石町交流館条例が消費税3%増に伴う影響額2,190円というところから、裏面の25条、白石町水道事業給水条例まで含めて、総額、消費税3%増に伴う影響額として1,549万4,000円から負担が町民に押しかかるという状況ですけれども、条例の改正を伴わない町民負担というものは、使用料や利用料で結構ですけれども、現在ここに網羅されてる以外に消費税の3%分アップを見込まないというものはないのでしょうか。全てにおいて施設の使用料、利用料は、5%が8%になるということを前提にして町民への負担を強化してるのでしょうか。

○片渕克也財政課長

ここに条例に掲げている部分の使用料については、増額分を転嫁していきたいというふうに考えております。そのほか、例えば保育料は保育料、それぞれ消費税がかからないという、児童福祉法ですかね、それから高齢者の施設利用だとか、学童保育とか、そういったものについては税がかからないというふうな法律になっておりますので、従来のおりでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○本山隆也生涯学習課長

内野議員御質問の農村改善センター及び保健センター、新旧対照表の29ページ中17ページの地方自治法第225条がなくなった件でございます。地方自治法225条が定義します公の施設の利用につき使用料を徴収することができるという文言でございますが、これにつきましては全ての公共施設の使用料をうたっておりますところから、あえてこの文は入れる必要がないという判断のもとで個々の条例について整備し、この部分については外したものでございます。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原久男議員

先ほどの秀島議員の質問の関連でございます。1,549万円というふうな影響額が出てくるわけですが、この1,549万円の金額をどういうふうに町政のほうに生かしていくのか、その辺の考え方。

○片渕克也財政課長

まず、下水道の使用料及び水道の使用料、ここが一番大きいわけですが、これらは、下水道事業及び上水道の事業については申告をする事業者でございます。この分当然申告をしまして、支払い消費税差し引きまして、消費税を納入するのか、還付を受けるのか、ちゃんと申告をするというふうなことになります。一般会計部分につきましては、地方自治体の一般会計部分は免税というか、課税されないということになっておりますが、その維持管理については、当然維持管理費に消費税がかかってくるわけです。ちなみに、有明公民館の場合、年間、人件費とかそういった非課税部分を除きましても650万円程度の維持管理費がかかっております。当然、その維持管理費についても消費税、いわゆる消費税として納めるんじゃないで、それぞれ例えば電気代にも消費税がかかってくるし、消耗品に関しても全部消費税がかかっているわけでございます。で、間接的にそういうふうに消費税を納めているということで、ここで例えば利用者の方に転嫁をしないと、全部に、いわゆる町民の皆さんに、利用した人もしない人も、とにかく町税の中から消費税転嫁部分を支払うという、非常に不合理というか、そういった形になるかというふうに考えております。そういうことで、今回、使用料の条例、全部の施設について改定をしたいという考え方で上げてるところでございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終了します。

議案第78号「白石町税条例の一部を改正する条例について」質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

この件につきましては先日説明も受けました。ということではありますが、1万1,570人の町民ということですが、この町民に対しては、国がされることですから周知というのはおかしいかもわかりませんが、その点については、了解を得るというものでもないですけれども、いつの間になかったというふうなことで、どこかに表示をされていくのか、今後ですね。例えば町報に載せるとか、何か方法があると思いますが、そういうふうなことをされていくのかどうかということと、それから防災のための施策ということでしたが、今後10年間ということですが、先日来戸別の受信機とか、そういうふうなものの補強というふうなものもずっと話題になっていました。そういうことで、白石町については喫緊の課題だと思えますが、それを前倒ししてする可能性があるのかどうかですね。10年間しても5,000万円ぐらいじゃなかったかと思いますが、それについて、それを当てにして前倒しをしてやる可能性があるのかどうかということ、そういうふうなことを使ってする必要もあるんじゃないかなと思って質問しています。2点お願いします。

○吉原拓海税務課長

今回、500円の増額につきまして住民周知をどうするのかという御質問でございます。今議会で可決されれば、まず2月の広報、それからケーブルテレビ等によって住民周知をするというふうなことで考えております。特に、6月当初課税のときがございまして、当初課税のときには納税義務者全ての方に通知を出しますので、納税通知書と同時に、この件について周知もしくは御協力をお願いしますというふうなチラシを同封して周知に努めたいというふうなことで考えております。

以上です。

○百武和義総務課長

個人住民税均等割の増額部分について、防災のための施策に使わせていただくということで御説明をしておいたわけでございますけれども、先ほど議員おっしゃったように、これ平成26年度から35年度までの10年間ということ、総額でおおむね5,785万円ということをお知らせをしておいたかと思えますけれども、これを何に使うか、充てさせていただくかということでございますけれども、これについては昨日までの一般質問でも申し上げておりますように、特に戸別受信機の整備に充てさせていただきたいということで考えております。

ただ、事業費についてはまだ未確定でございますけれども、均等割の増額分については平成27年度までに事業を完了しなければならないという、こういった原則がございまして、そういったことで、27年度までには何とか防災事業を完了して、この事業に5,785万円は充てさせていただきたいということで、少し前倒しという形にはなりません。そういったことで考えております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○片渕 彰議員

500円の町の分はわかりますが、県のほうも500円ということでこの間聞いておるんですけど、県の徴収関係は市町村のほうで県民税の徴収をやるわけでしょ。そうしたときに、県の500円の10年間というのはどういうふうな、県のほうでですよ、告知されるのか、その辺についてお尋ねします。

○吉原拓海税務課長

住民税という形で、町民税、県民税と一緒に市町村が徴収いたしております。その中で、今回町民税ということで500円をお願いいたしておりますけど、既に県民税については平成24年9月、条例可決されておまして、これも500円上げるというふうなことでなっております。住民周知につきましては、住民税ということで町民税と県民税と一緒に取っておりますので、一緒に県民税も上がります。特に、県については幾らかホームページとかいろんなことで広報やっておりますけど、市町村と一緒に住民周知をやってくれというふうなことになっておりますので、これも当町の議会が議決いたしましたら、2月あたりに一緒に広報とかホームページ、ケーブルテレビあたりで周知をしたい。それから、もちろん当初課税のときの納税通知書ですね、そのときに一緒に、県は県でチラシをつくりますので、その分をあわせて同封するようにいたしております。

また、別に、県につきましては納税義務者、県内約38万人おります。その中で、年間約1億9,000万円の増収が県民税として見込まれるというふうなことです。10年間におきましては、約19億円というふうなことになっております。この用途につきましては、今のところ、河川、道路の改修、緊急を要する場合ですね、それから県立高校の耐震補強等に使いたい、これが全て19億円になるかどうかという、そこら辺についてはまだ県にもはっきりわかりませんが、この事業につきましては、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保というものがありますけど、その中に平成23年度から平成27年度までの間に実施する施策となっておりますので、県は既に幾らか実施していると思われま。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

税務課長にお尋ねします。

まず、白石町条例の一部を改正する条例案として、個人の町民税に限り均等割の税率は第31条第1項の規定にかかわらず同項に規定する額に500円を加算した額ということでありますけれども、まずこの条例の改正が法律をもって改正になったのかとい

うのが第1点です。何を根拠に改正になったのかというのが第1です。

500円の加算というものは、どういう根拠で500円になったのかということをお尋ねします。

3点目に、個人の町民税に限りというふうに限定してありますけれども、その他の税に対しての加算は検討なされなかったのか、また検討したけれども何らかの理由でそこは町民税に限定されたものになったのか、お尋ねしたいと思います。

○吉原拓海税務課長

まずもって、東日本大震災復興基本法というのが平成23年6月24日に施行されております。この中に、基本理念の第2条の中に、日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる復興のための施策の推進というふうなことを掲げてあり、その中の一つに、次に上げる施策が推進されるべきというふうなことであります。その中の一つに、地震その他の天災地変による災害の防止に効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進めるための施策というふうなことで、それをもとに平成23年12月2日に、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律というのが施行されております。その中に、復興基本法の第2条の基本理念に基づき平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち全国的かつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保しなさいというふうなことで出ております。これを根拠としまして500円をアップしたというふうな次第でございます。

500円の根拠につきましては、これも地方税法第310条〔「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律第2条第2項」が正しい〕の規定により、市町村民税に限り500円を加算する額というふうなことで示されております。

最後の個人住民税に限るというふうなことも、その税法の中に示されておりますので、そういうふうなことで今回お願いしたという次第でございます。

○秀島和善議員

重ねて税務課長にもう一点だけお尋ねをいたします。

この条例の内容で軽減策は設けられてなかったんでしょうか。

○吉原拓海税務課長

均等割につける軽減策というふうなことでございますけど、均等割につきましては非課税制度というのがございます。特に、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者、また障がい者、未成年者、寡婦または寡夫ですけど、の合計所得金額が125万円以下の者は、個人町民税の均等割については課税をすることができないという規定があります。そういうことで、給与だけの収入があられる方については、障がい者とか未成年、寡婦の方では190万円以下が均等割かかりません。また、年金のみ

の方、高齢者の方になりますけど、65歳以下の方については195万円、それから65歳以上の方については、年金が245万円以下の方については障がい者とか未成年者とか寡婦の方には均等割がかかることはありません。

それからもう一つ、均等割の非課税限度額というものが規定されております。これにつきましては、前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例で定める金額以下の者には均等割を課税することができないという規定があります。この規定につきましては、まず扶養がない場合は28万円以内の所得の人はかかりません。と申しますのは、この方につきましては給与だけでは93万円以下、年金だけの収入の方につきましては65歳以下が98万円、65歳以上の方が148万円、それから次に扶養が1人あられる場合の方は、72万8,000円以内の人は均等割がかからないというふうなことであります。また次に、扶養2人の場合は100万8,000円以内の人が均等割がかからないというふうなことで、扶養を1人増すごとに28万円の加算額があります。この方については均等割がかかりませんので、当然500円の加算もないというふうなことで、こういう制度がございます。基本的に、所得の低い方あたりについては今回の増税にはならないものと思っております。

以上です。

○秀島和善議員

税務課長から多岐にわたって非課税の世帯について説明がありましたけれども、前議案の各施設使用料の影響額調査表というふうな形で、1枚物で、ペラ物で、実際に町民税が何千名の人たちにかかるのかと。また、先ほどの言われた非課税の世帯、資料として要求したいんですけれども、いかがでしょうか。

○吉原拓海税務課長

まず、個人町民税を500円上げることによる影響額につきましては、平成25年度、ことしの均等割の納税義務者1万1,570人おります。ことしを基準に考えますと、この方たちが500円上がるものだと考えております。1年間に578万5,000円、これが10年間になりますと約5,700万円になるものだと考えております。

○白武 悟議長

資料にできないかという。

○吉原拓海税務課長

資料でということですか。わかりました。そしたら、後もって資料で報告したいと思います。（「非課税の方で——」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終了します。

議案第79号「白石町社会教育委員会条例の一部を改正する条例について」質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

この2条の中の1、学校教育及び社会教育の関係者、この関係者は当町では何名いらっしゃるのでしょうか。そしてまた、この関係者というのはどういうものなのか教えていただきたいと思います。

○本山隆也生涯学習課長

条例改正の第2条の部分でございます。町社会教育委員条例については、現在のこの基準がない状態でございます。ですので、現在は上級法であります社会教育法の規定にこの内容がございますので、これに基づいて選任基準をしているところでございます。そして、その中で学校教育関係者というのは、学校の校長先生の中から御推薦いただきました校長先生が学校関係者としてお一人入っておられるところでございます。それから、社会教育関係団体、婦人連絡協議会の中からお一人代表の方が入ってございます。あとの皆さんについては、それぞれのお立場、社会教育関係者も入ってございます。人数につきましては、それぞれの分野でございますので、何人と申しますか、重ねていらっしゃる部分がございますので、それぞれが社会教育の学識経験ということで把握してるところでございます。

○溝口 誠議員

何名いらっしゃるのか。（「失礼しました」と呼ぶ者あり）それから、先ほど、関係者というのはどういう意味でとればいいんですか、範囲でですね。

○本山隆也生涯学習課長

失礼いたしました。全員で8名でございます。申しわけございません。8名の中のお一人が学校関係者、またそれぞれの、この方が家庭教育、この方が社会教育と申しますか、先ほど申しましたとおり、選考といいますか、そこの基準といたしましては、学校の校長先生、いわゆる学校教育の中からお一人と、それから婦人団体からお一人、あとは学識経験ということで、全てを網羅したところで基準ということで今現在はなっております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

まず最初に、教育委員の方ですね、8人という答弁だったんですが、18人以内という規定があります、白石町社会教育委員条例ですね。何で8人になったのかというのと、今回の改正で委員を選任する基準は、社会教育法の中に載ってたものをこっちに移したという形で解釈してよろしいものかどうか。それともう一つ、うちには白石町社会教育指導員設置規則というのがあります。それには関係しなかったのか。その3点お伺いいたします。

○本山隆也生涯学習課長

最初の御質問の18人でございます。これは、合併の折に旧町で組織されておりました社会教育委員の数をもってこの数字が上がってきてまいりましたけれども、実質的な学識経験を持たれた方による中身のある話し合いということで、人数が絞られましてこういった数字になってるところであります。数字的には少し隔たりがございますけれども、少しそこは違和感ございますけれども、各地域から、またいろんな分野からの選考によりまして、この8名という人数になったいきさつでございます。

続きまして、選考の基準が今まではどうなっていたかということじゃなかったかと思えます。確かに、これまでが上級法の社会教育法によって、その中で選考してまいりましたものを、この地域の、上位法ではなくて、それぞれの枠組みを取っ払い、条例で定めるよということの内容の第3次一括法によりまして、この法案、条例を提案するものでございます。議員おっしゃるとおり、社会教育法に基づき選考の基準となったところでございます。

3番目の社会教育指導員、現在1名いらっしゃいます。この方につきましては、白石町が行います社会教育事業に関する事業をやってもらっておりますので、この条例の改正に関することとはまた意味合いが違ったものとなっております。

以上であります。

○溝上良夫議員

最初の18人以内ということですけども、今の現在のあれに沿わないものであれば条例の改正をしておくべきだと思います。18人以内じゃないかという話でふやせという話も出てこないとも限りませんので、そのことだけつけ加えておきます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

前者の質疑の中で答弁されたり、また議員各位が発言した中身と重なるところもあるかわかりませんが、私が十分認識できてないところがありますので質疑をいたします。

まず、社会教育法の改正によって、第2条の社会教育委員は次に掲げる者の中から委嘱するということが決まったということなんですけれども、白石町社会教育委員会条例を見ますと、18人以内とするということで第2条で決まっています。で、現在は8名しかいないというふうに理解しているのかということが1点です。

2点目に、関連しますけれども、学校教育関係の方が校長が1名と、社会教育に関係する方が8名というふうにおっしゃったかなと思ってます。もし違えば、答弁の中で教えてください。家庭教育の向上に資する活動を行う者というところでは、何名の方がどういう内容でこの対象になっているのかということです。

もう一つが、学識経験のある者という方は現在何名いらっしゃって、どういう学識

経験者としての明記を根拠としていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○本山隆也生涯学習課長

最初にお尋ねの、現在例規上は18名で実質が8名という問題でございます。そのとおりでございます。例規上は18名の枠ではございますけれども、内容的には、中身の委員の皆様数は8名でございます。ですので、2番目にお尋ねの学校からの選出は1名、それから女性団体からの選出は1名という枠のみがございまして、あと6名、8名のうちの6名が学識経験者ということでございます。その中に、今規定してございます社会教育や家庭教育を活動する皆様も包含したところで家庭教育の向上に学識を持たれた方の選任ということでいらっしゃいます。あとの6名の方が、この1項目から3項目までの基準に関してはいらっしゃいますけれども、また今後この基準を条例で制定する中で、今後の選任についてはそれぞれの1項から3項までの基準を参酌、重要視して選考基準が入ってくるものと思われまます。

以上でございます。

○秀島和善議員

もう一点だけお尋ねいたします。

この8名による会議として定期的に行われているのか、それとも、白石町社会教育委員会条例施行規則を見ると、白石町社会教育委員の会議は必要に応じて教育長がこれを招集するというふうにならわっておりますけれども、教育長の考えだけで、思いだけで不定期にこの会議がなされているのでしょうか。

○本山隆也生涯学習課長

社会教育委員の会議でございます。以前、公民館運営審議会委員の一括法に関する第2次の部分でも議会にお諮り、お願いし、可決をいただいたところでございます。会議につきましては、年間3回から4回、定期的に開催しております。社会教育、生涯学習が行う全ての行事の評価、それから次年度への提案、地域を代表されて会議に出席され、各社会教育関係団体へ交付します補助金等の審査、さまざまな事業の審査等を行っていただき、年間3回から4回、定期的に開催するものであります。

以上であります。

○秀島和善議員

教育条例で、18人以内とするということと任期は2年とするということがうたわられていますけれども、この18名というのは根拠を持った内容で18名、社会教育の分野、今後生涯学習ということでキャッチフレーズにするぐらい多種多様な活動をなされております。そういう点で18名というふうになっているのではないかと思いますけれども、現在8名だということで、10名を埋めるという努力はなされてきたのでしょうか。

○本山隆也生涯学習課長

この18名、数字につきましては、基準的には合併前の各市町が、割と今からします

と多い数、さまざまな各種関係団体の皆様の長によります組織化がこれまでずっとなされてきたところであります。合併の段階では18名という数字が各市町の基準と申しますか、数字ではございましたけれども、実質的にはさまざま協議の中で8名という数になったところがございます。人数的には18名と8名、先ほどの溝上議員も申されたとおり、現実に沿うようにということもおっしゃいましたとおり、18名だから熱心な論議ができ、8名だから少し薄いのではという認識ではなく、しっかりとした8名の皆様の意見に基づいて社会教育を地域の代表として作り上げてもらっているという認識で、この数字については条例のほうを近づけるような方法をとっていきたいと今後思っております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終了します。

暫時休憩をいたします。

10時34分 休憩

10時45分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

議案第80号「平成25年度白石町一般会計補正予算（第5号）」について質疑を行います。

質疑の際は、予算書の何ページ、説明資料の何ページとはっきりお示しの上、質疑をお願いをいたします。

まず、1ページから14ページまで、質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

9ページでございます。民生費の負担金で須古保育園の保育料、なぜ少なくなったのか、380万円。

○堤 正久保健福祉課長

須古保育園の保育料の減額ということでございます。歳出のほうにも出てまいりませうけれども、児童数が当初の見積もり時よりも3名ほど少なくなっておることと、入所児童の扶養義務者の所得階層が若干保育料でいいますと低額のほうに行ったということで、保育料が380万円減額になっております。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

13ページ、下のほうですね、雑入、駅前公園移転補償金ですか、駅前の県道の工事に関してでしょうか、今後の予定とかれこれわかればお知らせを願いたいと思いますけど。

○岩永康博建設課長

りんりん公園の今後の計画という御質問ですけど、今現在りんりん公園の解体工事の設計を終えて、今年度中に公園の解体を終えるようにしております。それとあと、トイレと駅舎の移転が出てきますけど、これについては、トイレは町の所有、駅舎はJRの所有ということで、今2回ほどJRさんのほうと打ち合わせを行って、26年度いっぱい建物等の移転を終えて、その後27年度から県道の歩道の整備に入りたいという県の要望が出ておりますので、それに沿って今後事業を進めていくというふうにしております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原房義議員

予算書11ページでございますが、青年就農給付金の補助金が787万5,000円の減額でございますけども、これは説明にも若干ありましたけども、所得制限のことで、予想以上に所得が上がったために補助金を受けられないということだったというふうに思っておりますけども、非常に意欲を持ってせっかく青年の方が就農をされて、恐らくこの補助金というものも相当期待をされて就農されたかなというように思いますが、それが受けられないということはいささか残念といえますか、意欲に対して非常に残念だなというふうに思いますが、何か手だてがほかになかったものかなという感じを受けますけども、そういった面でどういった指導を今までされてきたのか、補助金を受けられるような指導が必要ではなかったかなというふうにも思いますが、その辺いかがなものでしょうか。

○赤坂隆義産業課長

11ページの青年就農給付金事業、補助金のことでのお尋ねですけど、この青年就農給付金につきましては平成24年より実施がなされております。目的につきましては、御承知のとおり、青年の新規就農者をふやそうというふうな趣旨でございます。この要件の中に、独立自営就農、そのとき45歳前とか、そういう要件があります。それと、人・農地プランに位置づけとか、そういう条件がございます。それと、250万円を超えたときには欠格要件となって落ちるといったような要件がございます。今回新たに、半年ごとに申請しますが、申請したときに250万円を超えていたということで、欠格者が3名ほど出たということがございます。

手だての方法ですけど、これはあくまでも国のほうで要件が決まっておりますので、なかなかできないものというふうに思います。

○内野さよ子議員

ページ11ページですけれども、県のJ R長崎本線の沿線地の特別補助金、振興策ですけれども、190万円というふうになっています。この件については、後でまた県営地域水田農業再編というふうなところ出てきますけれども、この金額の設定をするときに、もともとは町の負担というのは歳入でなるときには10%でしてあったと思います。これはJ R振興の分ですよね。それで、もともとは町の負担の分をJ Rで補助金でしてあると思いますが、10%が今回も、後で説明書では変更になります。国のもとの金額が50%から55%になったときに、後々にこの金額も変わってこういうふうになってくるものなのか、その辺のところはどうなっているのか。国の補助金というのは、もともとは50%になっていると思います、県営地域水田農業の振興策はですね。これと関連してJ Rの振興策の金額もその年によって変わってくるものなのか。結果的にこれは、今回補正額はそこも含めたところで190万円になっていると思いますが、その辺のところが、国からの支援というのがもう23年度ぐらいから50%から55%に、予算書の時点では50%ですが、ずっと途中で決算書の段階で55%に変更していると思うんです。それで、この振興策についても関連してこのようにお金の金額の変更が起きているのか、その点についてお願いします、また後でも出てくるかもわかりませんが。

○相浦勝美企画課長

九州新幹線西九州ルート建設に伴いまして、J R九州長崎本線が並行在来線として九州旅客鉄道株式会社から経営分離されることとされていた時点において、その経営分離に同意したことに対して佐賀県が特別に支援する事業であります。今の話でございしますが、県営地域水田農業再編緊急整備事業6,200万円のうち国が50%とありましたが、町の負担が10%、620万円で行っていただきました。この負担率が5%に変更になっております。それで310万円の減額が生じております。プラス新規追加分として、これも5%の分で行っていただきますが、1億円の分の500万円が追加されまして、合計で190万円の追加の補正をお願いしているところでございます。

以上です。

○片渕克也財政課長

当初予算には、J Rは置いて、本来の事業負担割というのが、本来の事業でありますと町の負担割が10%でございます。ただ、国の予備費であるとか経済対策であるとかということで、5%かさ上げされる国の予算枠がございまして、その配分で事業をする場合は55%の国庫の補助となりますので、地元負担というのが5%落ちるというふうなことになっております。

以上です。

○内野さよ子議員

国の、23年度からずっと50から55%に変わっている、決算書のとき予算書と必ず変

わって最近出ています。それから見ると、国からのなっているの、県の負担の振興策の金額も関連して変わっているということですね。

○片渕克也財政課長

はい、そのとおりでございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○岩永英毅議員

ページ13ページ、雑入のところですが、節の5番、7番、後期高齢者医療市町村負担金の返還金、それから介護保険市町村負担金の返還金、これは精算の項でしょうか。この算出根拠をそれぞれ。

○一ノ瀬清雄住民課長

ページ13ページの後期高齢者医療市町村負担金返還金1,137万2,000円でございます。これにつきましては、平成24年度の療養給付費負担金の精算分でございます。平成24年度の後期高齢者医療の返還金ということで、当初というか、実際に納付をしていた分が3億4,206万円ということで、実際精算をした金額が3億3,068万7,374円ということで、返還金が1,137万2,626円の返還がっております。この返還につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第98条の中に市町村の一般会計から負担する割合が決められております。これ12分の1ということで、定率負担額は負担対象額の12分の1を後期高齢者の分に町の一般会計から出すように先ほど申しました法律で定められております。その中で、負担の対象額でございますけども、これが療養給付費に要した費用の額、これから現役並み所得の方の3割負担をしていただいている方、この方々についてはその療養費の負担から除く、また第三者行為、交通事故等で発生した分の収入がある分については、その部分も除いた部分で12分の1を計算するような仕組みになっております。そういうことで、先ほど申しましたように費用対象額から実際市町の負担した額等で差し引きをした場合、返還金が生じたところでございます。

ですから、白石町の75歳以上の皆様方が他の市町と比べたら、全市町20市町のうち追加されている市町が6市町でございます。超過額があつて、返還がなされた市町が14市町でございます。そういうことで、白石町の皆様方が24年度の医療を抑えられたということで、もし医療が多く高齢者がかかっているということであれば、もう少し白石町は御負担をお願いしますということでございますが、医療を抑えられたというか、病院に医療費がかかなくて済まれたということで、その分の24年度分の返還が生じたということでございます。

以上でございます。

○片渕敏久長寿社会課長

同じく13ページの一番下のほうになりますが、介護保険市町村負担金の返還金でござ

ございます。1,111万円ということで上げてございますが、この分については、介護保険事業については広域圏のほうで保険運営をいたしておりますけれども、この分の白石町の負担分、平成24年分の負担の総額が4億2,000万円弱昨年負担をいたしております。それも大体推計の中で負担をするわけですが、介護保険については年度で精算をいたしますので、その結果、白石町が負担した分について今回上げております1,111万円という金額が戻ってくると。実際は、これに1,000円をプラスした金額を当初予算のほうで科目計上いたしておりますので、その差額分を今回補正をさせていただくということになっております。

以上です。

○岩永英毅議員

24年度分ということですがけれども、会計サイクル、年度はどうしてとられてるんですか、精算のサイクル。開始月と、税金が6月に大体確定するでしょ、税金はですね。4、5は大体税金、間隔を休みますけれども。

○一ノ瀬清雄住民課長

毎年、精算という形で発生するんですけども、前もって負担を、その負担の仕方の計算が国の方法でして、なかなか難しい計算方法で、直接後期高齢者医療の広域連合のほうから白石町の部分はこれだけ納付くださいということで参ります。そして、先ほど申しましたように高齢者の医療の確保の法律に基づいて再度再計算をする、そのベースは多分3月診療分から翌年の2月診療分まで、ですから24年3月分から25年2月分が精算の単位かなと思っております。もし、1カ月ずれておいたら申しわけございません。そういうことで、毎年精算をする仕組みになっておりますので、これはそういう仕組みでございます。

以上でございます。

○片渕敏久長寿社会課長

介護保険の負担金についても、年度内で収納した分、収入があった分、また支払いをした分という形での精算になってくると思います。高齢者の方が御負担いただく保険料については、6月に所得のほうが決まってまいりますので、それをもとに算定をして、仮算定をしておいた金額との差額を残りの期間で割り振ってお払いをいただくということになります。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

13ページの寄附金であります、指定寄附金。環境整備指定寄附金、私もよくこれがどういうものかわかりませんので、御説明をしていただきたいと思います。20万円という金額、その点についても伺いたいと思います。

○片渕克也財政課長

まず、寄附金には、御承知かと思えますけど、一般寄附金、いわゆる一般財源として用途を特定しない、何にでもいいですよという寄附金と、指定寄附金、例えばこのように環境整備に充ててください、あるいは教育に充ててくださいというふうな目的を指定される寄附金、これは特定財源というふうなことになります、で2種類ございます。今回の寄附金については環境整備指定寄附金ということで、環境整備に充ててくれというふうな趣旨で寄附をいただいているところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

20万円ということですけども、金額に対して。

○片渕克也財政課長

実は、新規オープンされたスーパーのほうからの寄附でございます。他の市町でお店があるところからお話を伺いますと、大体20万円ずつ毎年くいやばいというお話みたいです。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

二、三、お尋ねをいたします。

補正予算書の11ページになります。2項の県費補助金の2目の民生費補助金に該当しますけれども、安心こども基金ということで、括弧して子ども・子育て支援事業に208万2,000円ということですけども、この基金の積み立てについては目標を持ってらっしゃるのでしょうか。幾らかこれまでの基金をためようという考えがまずあるのかどうかお尋ねします。

それと、同じページの7目の教育費補助金に該当しますけれども、説明のところでは県先進的ICT利活用教育推進事業臨時交付金ということで1,900万円計上してあります。説明では全ての教室に配備するということですけども、お尋ねしたいのは、ハンディを持つ子供たちもいますし、同様に普通学級とハンディを持つ子供たちのクラスと一緒に同じものを配置しようとするのが計上されてるのかどうかということをお尋ねします。

続いて、12ページです。12ページの2項の財産売払収入のところですけども、1目で不動産売払収入として、説明には町有地売払収入2,260万9,000円ということで計上してあります。この内容についての説明をお願いします。

最後に、前者が触れられておりましたけれども、13ページの後期高齢者医療市町村負担金返還金1,137万2,000円と介護保険市町村負担金返還金ということで1,111万円、

このことで回答がありましたけれども、担当課長からは、療養給付費の予算よりも実際病院にかかったという方たちの減少によって、この金額が返還金として生まれたというふうな説明だったかと思えますけれども、私は周りを見てると、私の母も含めてですけれども、年金が現在下がっています。それに対して、後期高齢者医療保険事業や介護保険事業、公的な水道料金なども含めて、やはり高くなっています。きょうの佐賀新聞にも財布のひもはかたくなっているということがありますけれども、療養について、心配なく早目に病院にかかる、そして医療を受けるということが必要な方たちが多いにもかかわらず、そういう方たちに限って低所得者の方も多いです。そういう方たちが負担の軽減のために病院に行かない、薬を飲まないというような現状からこの返還金が生まれてるのではないかというふうに私は思いますが、お考えをお聞かせください。

以上です。

○堤 正久保健福祉課長

まず、11ページの安心こども基金（子ども・子育て支援事業）280万2,000円の件について御説明をさせていただきます。

安心こども基金につきましては、国からの交付金をもとに佐賀県全体で安心こども基金を積み立てられております。その積立目標というのは、もちろん市町にはなくて佐賀県ということになります。その基金の内容は、全て国庫の交付金ということになります。今回、この安心こども基金を利用しまして、27年度から始まる子育て3法関連のシステム設計を予定をしているところでございます。

以上でございます。

○北川勝己学校教育課長

11ページの教育費補助金でございます。県の先進的ICT利活用教育推進事業臨時交付金でございますけれども、これにつきましては1クラス当たり20万円の95クラスということで、1,900万円の交付金が交付される予定でございます。今年度につきましては財政調整基金のほうへ積み立てまして、平成26年度以降に電子黒板等の整備を図る予定でございます。対象といたしましては、普通学級はもちろんでございますけれども、特別支援学級のほうも含めて整備を図っていくように予算編成をしているところでございます。

○片渕克也財政課長

12ページの不動産売払収入、町有地の売払収入でございます。福富の社会福祉法人麗風会に隣接のもののテニスコート、あそこを処分をしております。固定資産というか、評価額で処分をしております。面積が3,039.6平方メートルということになっております。

○一ノ瀬清雄住民課長

後期高齢者医療市町村負担金の返還金の件についてでございます。長年社会のため

に貢献していただいてこられました75歳以上の皆様方の医療を国民みんなで支えていくということで、後期高齢者医療制度が始まっているものでございます。先ほども申しましたように、公費の5割の部分のうちの全体から捉えて12分の1を市町村で定率負担をするということになっております。計算方法については、国のほうの試算の計算方式によって幾ら納めてくださいという部分が提示をされます。この部分については、運営をしていく際に少なくてもはどうしようもないということで、若干は多目に徴収をされるものでございますけれども、白石町はどうかということでございます。白石町の面でいえば、所得当たりも県下のうちでは、農業、漁業、こういった業にまだ75歳以上の皆様方は現役でも頑張っていてくださいます。そういう生きがいじゃないでしょうけれども、そういったところで元気な皆様方もいらっしゃるのかなという認識は持っております。自分の生きがい等がない方より、ない方というか、語弊かもしれませんが、農業にいそむと。自分の健康維持も考えてということで、若干は医療費が節減をいただいているものかと認識をしているところでございます。

以上でございます。

○吉岡英允議員

13ページでお聞きします。13ページの中ほどに農業者年金受託事業とありますけれども、事業収入とございます、説明の欄ですけれども。農業者年金受託事業というのは一体どういった事業なんですか、お教えてください。

○大串玲子農業委員会事務局長

農業者年金受託事業収入でございますけれども、これは農業者年金の加入推進と受給者の指導事務費として、国の独立行政法人の農業者年金基金から交付をされるものでございます。金額については、加入者の数とか受給者の数とか、そういったそれぞれの人数によって決定をされております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、15ページから20ページまで、質疑ありませんか。

○岩永英毅議員

15ページの一般管理費、節の18、備品購入費、提案のときに説明があったかもわかりませんが、さすまたを用意するというので、箇所数と本数をお知らせいただきたい。

○百武和義総務課長

15ページの一番上の防犯器具購入費の件で御質問でございます。この件については、御説明を申し上げましたとおり、本年4月の兵庫県加古川市役所での生活福祉課職員

の刺傷事件、刺し傷の事件です、それとあとし7月の兵庫県宝塚市役所での市税収納課における放火事件、こういったことで全国で公務員に係る暴力事件がますますエスカレートをしているという中で、本町においても不当要求行為から職員を守ると、こういった暴力行為の防止対策という、この一環でさすまたの設置を行うものでございます。

本数は、2万円掛ける15本ということで30万円をお願いしております。15本の設置場所でございますけども、役場庁舎の各階ごとに3本ずつで合計9本、それとあと総合センター、福富ゆうあい館、有明公民館に各2本ずつ、合計で6本、それで総合計が15本ということになります。なぜこういった複数本ずつ配置をするのかということですけども、さすまた1本ではなかなか相手の体を押さえるのは難しいそうでございまして、複数本で複数箇所を押さえる必要があるということから複数本の配置をお願いしているところでございます。

以上です。

○岩永英毅議員

複数本というのはわかりますけれども、学校のほうは先生たちが訓練をされておりましたけれども、役場、公民館、特に男性職員と思えますけれども、訓練はされたんですか。

○百武和義総務課長

さすまたを实际使ったの訓練はまだ行っておりませんが、購入をできましたら、白石警察署等をお願いをして定期的に訓練を行うという計画でおります。

○岩永英毅議員

大体どれくらいの幅ですか。大きい、例えば川崎議員とか吉岡議員は押さえられるくらいの幅なんですかね。あるいは、役場職員の中にも剣道の有段者がいらっしゃいますね。多数いらっしゃいますけれども、そういう方たちに特定しておくとか、そういう訓練の仕方もあると思いますが。

○百武和義総務課長

さすまたのサイズといたしますか、大ききでございまして、長さが1メートル80センチです。それとあと、押さえつける部分の半円形の部分が幅が71センチ、奥行きが26センチぐらいということになっております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○片渕栄二郎議員

ページ20ページの1目の7節の賃金、これは保健師の病欠による臨時職員の1名分

というような説明をいただいておりますけれども、期間はどのくらいを予定されているのか。

○堤 正久保健福祉課長

今回、予算を保健師の賃金をお願いをいたしておりますけれども、この分については来年の3月31日、3月末までということでございます。本人の状況等もありますので、来年度もお願いをせざるを得ないのかなと思っております。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

20ページの衛生費でありますけれども、20節扶助費200万円、小学生、中学生医療助成事業の扶助費という金額ですけれども、この200万円補正される理由を教えてください。

○堤 正久保健福祉課長

予算書20ページの20節扶助費の小学生、中学生医療費助成事業扶助費、予算額で200万円でございます。200万円の内容といたしましては、現在当初予算で1,840万円を計上をお願いをいたしております。支出額が11月末で1,272万8,000円と、残額が567万2,000円ということで、執行が残り4カ月を残しまして70%に迫ろうかというところになっております。今回、200万円をお願いをしたいというふうに思っているところでございます。小・中学校の医療費助成については、償還払いということで申請に基づき助成を行っているところでございますが、昨年、臨時雇用をいたしまして各種医療費の制度について周知を行いました結果、周知が進んだのかなということもございまして、今回当初予算からの200万円の追加をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

要するに、予定よりも治療された方が多かったということですかね、結果的には。

○堤 正久保健福祉課長

小・中学校の医療費助成につきましては、先ほど申し上げましたように償還払いということになります。申請の期間が、受診後2年間という期間がございますので、今年度受診をされたものも含めて、昨年度受診をされたものもあわせて申請される場合がありますので、その分が出てきております。そういうのも昨年周知をしたところで助成額がふえてるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○西山清則議員

予算書の15ページで説明資料は4ページですけれども、財政調整積立基金、これですけれども、電子黒板は、先進的に白石町は先もって電子黒板入っていると思いますけれども、今回また25年度から27年度までに段階的にやるということですから、どの学校から、またどういった形でやるのか伺いたいと思います。

○北川勝己学校教育課長

財政調整積立基金の積立金1,900万円でございますけど、25年度につきましては基金のほうへ積み立てをさせていただいて、平成26年度以降で電子黒板の整備をする予定でございます。95クラスのうち、今現在68台について整備をいたしておりまして、あと27台が平成28年度まで予定をしていたわけですけど、県のこういった事業ができましたので、前倒して26年度以降で整備をしたいということで考えております。

台数につきましては、各学校ごとで申しますと、済みません、平成26年度の予定でございますけど、白石小が2台、六角が1台、須古小が2台、北明が3台、福富小学校が6台、有明東小が2台、有明西小が2台、有明南小が1台、白石中学校で6台、あと最後、有明中学校が2台ということで予定をしているところでございます。

○西山清則議員

今まであったやつと同型でやられるのか、また先ほど特別支援学級にも配置するということですが、それも同じ型なのか伺いたいと思います。

○北川勝己学校教育課長

3月議会のほうで当初予算の編成を提案する予定でございますけど、今編成中でございます。最終的にどのようにということはいろいろございますので、基本的には今50インチを導入しておりますけど、中学校のほうではどうしても人数40人とか数が多いし、画面をもう少し大きくという要望もあっておりますので、3月議会のほうでこういった点について提案をしていきたいと思っております。

○吉岡英允議員

ページ数19ページをお願いいたします。19ページの5目の次世代対策費でございます。その中に7節で、賃金で指導員賃金ということで450万円計上されております。それで、450万円の、今から補正かけて3月末までの450万円なのか、具体的な説明をお願いいたします。

○堤 正久保健福祉課長

予算書19ページの指導員賃金の450万円の件について御説明をさせていただきます。当初、2,225万9,000円の賃金をお願いをいたしておりまして、9月末現在で1,390万円程度の支出をいたしておるところでございます。障がいとか発達障がいとか、方が多くありまして、指導員を加配をいたしておりまして、今後の賃金の不足が

予測されるということで、来年以降の賃金の額になります、450万円というのはですね。

以上です。

○白武 悟議長

吉岡議員、いいですか。

○吉岡英允議員

済みません、再度お聞きしますけども、来年以降というのは3月までにというふうなことでいいんですよね。450万円足らんと。

○堤 正久保健福祉課長

少し言葉が足りなかったようでございます。来年の1月から3月分に合わせて、執行残と合わせて450万円程度が不足をするということでございます。今年度の執行でございませぬ。

以上でございます。

○溝上良夫議員

19ページ、一番上のほうですね、児童福祉総務費、子ども・子育て支援制度にかかわる電子システム導入委託料、これ保育園の入園の手続かれこれのシステムと説明を受けたんですが、再度詳しい説明をお願いいたします、まず。

○堤 正久保健福祉課長

子ども・子育て支援制度に係る電子システム導入委託料ということで、280万2,000円の御説明をさせていただきます。

現在、住民情報や税情報と連携をいたしまして、保育所の申込受け付けから選考、入所決定、口座振替等による保育料の徴収を行っているところでございます。27年度から始まります新制度においては、支給認定者の情報管理、事業者情報管理、審査支払い実績管理等が必要になることから、システムを再構築する必要があります。

なお、平成26年11月からの新制度における申請受け付け、システムを運用するためには平成25年度内にシステム構築に着手をする必要がございますが、国の詳細な制度等が年度末ぐらいに示される予定になってるところでございます。安心こども基金が25年度の補助金ということでなりますので、25年度に計上いたしまして、歳入のほうでもお示しをされておりますけども、繰越明許費を設定をいたしまして、来年、27年の申し込み前にはシステム構築を行いたいという予算計上でございます。

以上でございます。

○溝上良夫議員

わかりました。ただ、私が思うに、民営化を進めておられます。このシステムが民営化になった場合どういう形になるのか、最終的に1園だけ町営ですというふうな

話ですが、そのために残す、それだけのために最後は残るのかどうかですね。民営化に関してこのシステムがどういうふうな形で推移していくのか、そこら辺をお考えでしょうか。

○堤 正久保健福祉課長

27年度から行われます子ども・子育て支援の3法関連でございますけども、保育所に入所する重要度といいますか、保育に欠ける量というのを市町村が認定することになります。それについてもこのシステムの中に入っていくということになりますし、今現在やっております入所の申し込みというの、市町村がしっかりとあっせんといいますか、保育園のところまで調整をするということになっております。保育料についても、現在、私立保育園であろうが、公設民営化保育園であろうが、町立保育園であろうが、市町村が徴収をして国、県の補助金等をプラスしまして各園に運営負担金、町立保育園は町の直接執行になりますけども、行ってるところでございます。

この点については、27年度以降も変わらないということになっております。保育所の入所決定をするのも市町村がやると。保育料の徴収についても、私立であろうが、公設民営であろうが、町立保育園であろうが、市町村が行うということになっておりますので、このシステムそのものがあかり保育園のみに限定されるシステムではなく、全8園及び幼稚園もこの制度の給付対象施設になれば9園、それから、通常いわゆる事業所保育と認可外の保育所ですね、託児所と呼んだりいたしますけども、そういうところが条件が整えばこの事業に参入をしていくということになりますので、その辺も全てこのシステムの中でやっていくというようなことになろうかと思っております。以上でございます。

○溝上良夫議員

—— [不明] 不足で申しわけなかったんですが、再度確認しますけども、とにかく入所に関しての最終決断は町で行うということですかね。一般の保育園ではできないということで理解していいんですか。

○堤 正久保健福祉課長

保育所については、市町村が決定をするというか、あっせんをするということに、今の状況と同じですけども、保護者が希望する保育園を希望されて、市町村がおつなぎをしながら保育の決定をしていくというのは変わりません。ただ、現行制度でもありますように認定こども園、これにつきましては認定こども園そのものが入所の決定をいたしますので、市町村の決定ではないということでございます。これは現在のシステムもそうですし、27年度導入されるシステムについても同じことになっております。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

先ほど、西山議員のほうからもありましたが、財政調整積立基金という……。

○白武 悟議長

何ページですか。

○内野さよ子議員

15ページです。このお金、説明書については4ページになっておりますが、これについては既に68台が済んでいるところです。ということは、95台全額財政調整に積み立てられるわけですが、さかのぼってお金が支給されたということになると判断してよいのか、その辺もう少し詳しい説明をお願いします。

それから、もう一つですけども、20ページの総務管理費繰出金の特環公共事業のことですが、これも説明書の2ページになっています。これについては、総務管理費繰出金の減額について、下水道のシステムの単独で構築する予定であったがというふうに書いてあります。どちらかという、白石町についてはこの事業はおくれているかなと思うんです。先進地で周りはずっとどこでもしてあるですよ。となると、この事業が予算書では上げてあったけれども、途中で改修計画があることがわかったというふうに書いてあります。もうちょっと早くにわからなかったのか、先進地は周りにいっぱいあるのにということで、これちょっと判断不足じゃないかなという気がしました。それとも、電算センターがやっとなんかになってからこういうことを決められたのか、その辺についてお願いします。

○北川勝己学校教育課長

15ページの財政調整積立金1,900万円でございます。これにつきましては、佐賀県の先進的ICT利活用教育推進事業ということで県のほうから参っておりますけど、平成25年度から27年度まで電子黒板等の設置に充てろということであっておりますけど、平成25年度についても事業はできるんですけど、白石町といたしましては25年度については整備をしております、26年度以降については1,900万円の分を事業として取り組むということ考えてるところです。

○赤坂和俊下水道課長

下水道費の繰出金におきまして、総務管理費繰出金1,400万円の減額お願いしておりますけども、この件につきましては、当初予算では町単独のシステムを導入するという考えでお願いしておりましたけども、新年度になりまして、杵藤地区広域市町村圏組合の電算センターのほう水道利用システムを改修しますよということで情報が入ってまいりました。これは、水道利用システムを主に持ってこられておりまして、下水道は附帯的なプログラムだということで、水道課のほうには以前からお話があって協議をされてたみたいですね。しかし、私たちも将来的には料金等については一元化ということで、統一した請求で行ったほうが良いという考えを持っておりましたの

で、そういう情報が入ってきた段階で再度検討いたしまして、すぐには対応できないと思っております。現在のところ、需要家情報、住所、氏名、口座番号等も突合しながら受益者の方にも周知を図っていかないけないということで、26年度にそういう作業をして、27年4月から統一化をできたというふうに考えております。

そこで、なぜということですが、杵藤地区広域市町村圏組合の構成市町を考えると、まだ江北町だけがされていて、嬉野市、武雄市、鹿島市もこれからということで考えておられるようでございます。しかし、県内の各市町におきましてもこの考え方は以前から検討されておりました。ですので、今回思い切ってお返しさせていただきたいと思っております。ただ、広域の杵藤電算センターのほうは白石水道だけでございます。福富地域については、西佐賀水道企業団のほうから給水範囲になっておりますので、西佐賀水道企業団のほうにも以前から協議にかたって、その時期、平成27年4月には白石全域の下水関係の使用料についてはお願いしたいなということで進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○内野さよ子議員

このことについてはわかりました。学校の、私がたまたま、20万円掛けるの95教室と、その台数が同じなので、さかのぼって来るのかなということじゃなくて、先ほど言っていた学校関係の総数合わせても95にはならないんですが、その辺がよく、台数と教室というのをどういうふうに、20万円掛ける95教室、1,900万円としてあります。先ほど、白石小学校2台、六角小学校2台とか言われた27台は別に、単純に考えていいのか。済みません。

○片渕克也財政課長

1,900万円というのは、95教室に20万円というのは県の交付の単価でございます。これは、実際は70万円ぐらい1セットかかります。たまたま1,900万円で来年度27台、大体1,900万円程度になるかと。で、来年度でこれを一遍で使ってしまうという予定でございます。ただ、今学校教育課長、50インチと70インチというお話をしましたけども、その辺の調整も若干中学校については必要かなということも考えております。まだ今から予算査定の中で詰めていきたいと考えております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

岩永英毅議員、3回済んでおりますので。（「済んどうかな。2回でしたろ。済んどう」と呼ぶ者あり）

○秀島和善議員

まず、補正予算書の15ページです。5目の財産管理費に当たりますけれども、説明で財政調整積立金として1,900万円、この金額を積み立てて、総額、現在基金の積立額はどれだけになってるんでしょうか。これが第1番目です。

2番目に、17ページです。2目障がい者福祉費に該当しますが、19節の負担金補助及び交付金のところで特別支援学校放課後児童健全育成事業負担金ということで減額ですが、24万9,000円ということで、嬉野市の学童保育ということで説明がありましたけれども、もう少し具体的に、何名の学童がこの減額措置に当たっていくのかということをお尋ねいたします。

それから、19ページの4目児童福祉施設費、13節になりますけれども、委託料ですね、公設民営運営費委託料、説明資料1ページということで見ただけですか。町立保育園公設民営化費として説明がありますけれども、補正の理由として、ゼロ歳児の受け入れが8人以上可能になり、ゼロ歳時の育休明けの入所の増及び途中入所の増によるということでもありますけれども、この増によって職員体制はどのように現在なってるんでしょうか。ふたば保育園の職員体制はどのようになってるんでしょうか。

関連して、ここで町長にもお尋ねしたいんですが、先ほど担当課長からは、保育園の入所案内は引き続きあっせん事業として町で行うと、予算もこれまでと変わらないと、運営についても指定管理者制度になっていますけれども町として行うということでもありますけれども、とするならば何も指定管理者制度に移行する必要はないのかなというふうに思います。その点で町長のお考えをお聞きします。

同じく19ページの5目の次世代対策費の7節の賃金に当たります。指導員賃金として450万円、説明では発達障がい児などの増加による来年1月から3月までの賃金だという説明でしたけれども、具体的にどこの学童で何名の発達障がい児の子供たちが受け入れをされる予定になってるんでしょうか。

続いて、20ページです。1目の保健衛生総務費、20節として扶助費に小学生、中学生医療費助成ということで200万円ですが、まずこのところで担当課長にお尋ねしますが、ここは私自身、現物支給ができないのかということとはたびたび提案をしておりますけれども、償還払いにせざるを得ない理由、現物給付にできない理由、何なんでしょうか。あわせて、申請増加ということで200万円ですが、この200万円の積算根拠をお尋ねいたします。

○白武 悟議長

暫時休憩をいたします。

11時54分 休憩

13時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

執行部の答弁を求めます。

○堤 正久保健福祉課長

午前中の秀島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、19ページの子ども・子育て支援制度に係る電子システムの導入委託料ということでございます。午前中の溝上議員さんの御質問に対してお答えをしていた中で、若干の言葉が足りない部分があったのかもしれませんが、誤解があるようでござ

います。町が運営をするのならば公設民営化はする必要はないのではないかとということでございます。公的保育制度については、児童福祉法第24条に、市町村は保護者の労働または疾病その他の政令で定める基準に従い、条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児または第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときはそれらの児童を保育所において保育しなければならないと定められております。午前中の御質問でのお話の中で、保育の実施の決定、保育料の決定、またそれに伴います徴収については今後も町が行いますよという御説明をさせていただいております。公設民営化については、公立保育園の運営と管理を民間の活力をおかりして、今以上に保育の質の向上をお願いして、保育園の維持管理、運営、保育の実施をお願いをするということでございます。この新制度では、市町村の事務については一切今までと変わりはありませんという御説明をさせていただいたところでございます。

同じ19ページの公設民営化運営費委託料の件についてでございます。職員体制はということでございます。本年度から公設民営化を実施いたしております有明ふたば保育園においては、120人の定員で本年は運営をしていただいております。有明ふたば保育園の考え方として、当初から120名の児童を保育できる職員体制ということで、職員を確保して運営に当たっていただいております。ですから、4月から職員が増加をしたということではなくて、当初から120名を想定をして保育の実施をしていただいているということでございます。

それから、同じ19ページの次世代対策費の中の指導員の賃金、特に配慮、支援が必要な児童についてどのくらいの児童が、各学校ごとに人員をお知らせくださいという御質問でございましたが、各学校単位になりますと支援が特に必要な児童に限られてきますので、各学校についての人数は申し上げられませんが、8小学校全体で10名の支援が必要な児童さんがいらっしゃるということで、それに当たる指導員の数を加配をして運営をしているところでございます。年間所要見込みが若干足りなくなったということでの補正のお願いでございます。

それから、めぐりましてページ20ページの保健衛生総務費、扶助費の小学生、中学生医療費助成事業扶助費200万円の根拠と現物給付にできないかという御質問だったと思います。小・中学生の医療費の助成につきましては、先ほどの御質問にお答えしましたように周知が行き届いたというようなことで、現在11月末で執行率が70%ということになっております。各月の歳出額を180万円程度だという想定をいたしまして、この3月までに支出する金額が200万円ほど不足するというところでございます。今後、インフルエンザ等が猛威を振るう可能性も若干ありますけども、例年のベースで大体月180万円程度が見込まれるということで、200万円の計上をいたしているところでございます。

それと、子供の医療費と同じように現物給付ができないかということでございます。就学前までの医療費助成については、24年度から現物給付ということで実施しております。これにつきましても、佐賀県の市町全部が同じシステムを利用する、県内ですとどの病院でかかってもカードだけで受診ができるというものになっております。小学生、中学生医療費の助成については、白石町は通院、入院含めて実施をしており

ますが、各市町でやり方が全然違う状況にもなっております。ある町では小学校の入院だけとか、ある市町では小学生と中学生の入院のみとか、それから若干の自己負担はありますが、1,000円であったり、500円であったり、それがワンレセプトであったり、各市町助成のあり方については非常に異なるものがございます。これを統一しないと、現物給付というシステム、病院等の電算のシステムの構築をしていただくことになるわけですが、そういうことが非常に難しいということで、償還払いにならざるを得ないということで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○片渕克也財政課長

予算書の15ページ、財政調整基金の現在高見込みということで御質問でございました。25年度末の見込み、予算ベースでございますが、25億5,410万円程度を見込んでおるところでございます。

以上です。

○片渕敏久長寿社会課長

予算書の17ページ、障がい福祉費でございます。17ページの一番下段になりますが、特別支援学校放課後児童健全育成事業の負担金でございます。減額の理由と利用者数ということのお尋ねでありました。この特別支援学校の放課後児童健全育成の負担金は、嬉野特別支援学校に対する負担金でございます。毎年9月の利用者の実態によって1年間の負担金の額が出てまいります。当初、10名ということで予算にはお願いをいたしておりましたが、9月時点で8名の利用ということで、その分の減額が学校のほうから来ておまして、それによって今回補正をお願いしてるところでございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、21ページから最終の29ページまで、質疑ありませんか。

○井崎好信議員

説明資料の3ページでお願いしたいと思います。県営地域水田農業再編緊急整備事業での関連でございますが、この県の暗排事業、2つの事業進んでるわけございまして、緊急整備事業が平成25年度で終了、そしてまた再編緊急整備事業が26年度で終了というふうなことをお聞きをしております。両方の事業で大体2,800ヘクタールじゃないかろうかというふうに思いますが、白石町全体で水田が4,500ヘクタールぐらいだと思いますが、60%強の、完了すればですね、終了するわけございまして、ことしの当初ぐらいでしたか、農家からの非常に強い要望等があるというふうなことで、終了後も何かこういった暗排事業ができないかというふうな強い要望の中で、申し込みを各農家とられたかというふうに思いますが、その取りまとめの面積がわかればお願いしたいと思います。そして、この事業の見込みといえますか、そういう予定があ

るのか、これはまた補助事業でございますので、国、県との打ち合わせ等があるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○嶋江政喜農村整備課長

暗排事業の内容について、追加等の内容についての御質問でございます。県営については、支援事業が今年度、25年度で終わると。それと、今回補正をいたしております再編事業についても、予算上は25年度ですけど、事業進捗によっては一部が26年度に繰り越しになるということで説明を申し上げたと思います。それで、暗排の意向調査について、内容について説明をしたいと思います。

白石町の農地面積が、農業委員会での農家台帳ですけど、これが約5,924ヘクタールございます。それで、暗排事業の対象面積としては約5,770ヘクタールあるということです。それで、5,770ヘクタールのうち今現在県営で暗排事業をいたしております面積が、計画面積でございますけど、2,808ヘクタール、それと県営事業をするに於いて申し込みされてなくて追加でぜひしてほしいという要望、これが7月に生産組合長を通じてアンケート調査をしましたが、その以前に追加で何とかしてほしいという要望が約550ヘクタール来ております。それで、これを何とかしなくちゃいけないということで土地改良区とも相談いたしまして、農業基盤整備事業で何とかやろうということで、事業主体は土地改良区ということで25年度に150ヘクタール、それとあと残りの400ヘクタールについては26年度に施工をやるということで今計画を進めてるところでございます。

それで、この分を引きますと、あと実質残った面積が約2,410ヘクタール程度ございます。それで、調査を配付した世帯が2,943戸、調査票を提出された世帯が2,618戸となっております。約89%からの回答を得ております。それで、その集計をいたしましたけど、施工希望面積が約900ヘクタール程度ございます。それで、この900ヘクタールも事業で何とかということで、やらなければいけないということで、農業基盤整備促進事業というのがございますけど、この事業で27年度に約500ヘクタール、あと28年度に残りの分をやるということで、この事業についても事業主体は土地改良区でお願いするというので今話を進めております。

以上です。

○井崎好信議員

決定されたことですか、見込みじゃなくて。27年、28年度でほぼ事業ベースにのせるということで理解してよろしいわけですか。

○嶋江政喜農村整備課長

27年度以降の調査があつております。それで、今の段階では要望、希望を出してる段階でございます。まだ決定はいたしておりません。なるべくつけてもらうように町からも要望はしたいと思います。

以上です。

○井崎好信議員

この件については、この暗排事業、農家の方にも非常に排水がよくなるというふうなことで好評でございます。ぜひともしていただきたいと、追加の分までですね。その辺、町長にお伺いしますけれども、強く県のほうとか国のほうにも要請をかけていただきたいというふうに思いますが、その辺の所見をお伺いしたいと思いがすが。

○田島健一町長

この暗排の整備はこれまでも着々と進められてきたわけでございますけれども、先ほどの話ありますように、まだまだ整備がなされていないというところ、そしてまた希望をとっても、まだやってほしいという希望もあるわけでございますので、これについては強く県にも要望してまいりたいというふうに思います。

○白武 悟議長

ほかにありませんか。

○溝口 誠議員

26ページの保健体育費、13節の委託料93万1,000円、これは説明資料の5ページにもありますけれども、3カ所で93万円、1カ所約30万円近くかかります。こんなになぜ高いのでしょうか。もっと半額ぐらいでできるとも伺っておりますけれども、いかがでしょうか。

○本山隆也生涯学習課長

ポンプ場は3カ所ございます。そこの各3面、9面に関して子供たちに絵を描いてもらいたいと思っております。直接絵を描くのではなくて、学校なりで描いていただきまして、それを業者の方にお渡しいたしまして、ラミネート加工といいますか、ポンプ場の面を業者の方で洗浄していただきまして、そして直接ビスを打つということもポンプ場を傷めますので、接着という形で9面にさせていただきます。そのフィルム、ラミネート加工の代金、それから場所が水の上もございまして、大変足場関係が不安定でございますので足場に係る経費、この部分の3カ所分の経費でございます。洗浄、それからフィルム、ラミネート加工、それから足場に関するもので、このような93万1,000円という額で今のところ予算を計上しております。

以上であります。

○大串弘昭議員

それでは、私のほうは21ページの3点ほど質問しますけれども、まず農業総務費の中の19節の青年就農給付金、減額の787万5,000円とあります。その件について、まず説明を受けたところでは3名の方が所得をオーバーされたというようなことですが、何名の方がことし該当になっておられるのか、その辺の3名の方の具体的な内容はどのようなものか、まずそれ1点。

○赤坂隆義産業課長

青年給付金の件ですけど、昨年、24年度既就農者といいましょうか、9名受給されております。そのうちの3名の方がことしは250万円の所得要件にひっかかったということで、支給停止というふうになっております。既就農者が6名と、25年のうちに3名の方が新たに新規として受給されております。3名といいましても、1組といいましょうか、夫婦の方が1人おられまして、それと新たに1人ということで、言うなれば2組と言わんばんですかね、合計9名の方が25年は受給されておられます。

以上です。

○大串弘昭議員

それではもう一つ、その下にありますところの報償金のほうの野菜残渣処理、これに3万8,000円つけてありますけども、これについては何名でどういうふうな構成員、その辺のところわかっておられれば。

○赤坂隆義産業課長

野菜残渣適正処理対策協議会の委員報酬とありますけど、これにつきましては10月の臨時会において事業化可能性調査、F S調査をお願いしたことがございます。その審議の中でも、早目に検討する場所を立ち上げた方がいいのではないかという御意見をいただきましたので、今回お願いしてるものでございます。構成といたしましては10名で計画しております。議会の皆さんのほうから2名、町内の青果業さんの方で2名、それからJAの農協のほうから1名、それで生産者農家ということで3名、そして町から産業課と生活環境課ということで2名ということで、10名ということにしております。

以上です。

○大串弘昭議員

10名の方はほぼ決定をされてるわけですかね。それともう一点、下のほうにありますところの負担金の問題で、産地競争力が298万円全部減額ということですけども、このことについては当初予算に上げてあったわけですね。そういうことで、当初予算に上げられるということは、事業を相当決められて、内容を確定されて事業申請をされたと思いますが、タマネギ処理の事業等でうまくいかなかったとか、来年度に見送るというふうな話を承ったんですけども、その辺の内容についてはどういったものか、来年またそういったものが出てくるもんか、その辺どうでしょうか。

○赤坂隆義産業課長

産地競争力強化事業交付金298万円ですけど、この件について説明したいと思いません。

これにつきましては、タマネギ保管施設、貯蔵庫の出荷調製作業で人力による根切り、歯切り作業の軽減のために、JAにより福富のタマネギセンターのほうにタマネギ調製機の2台を購入を予定しておりました。しかし、本年7月にデモ機を使った試

運転を行った際に、根切りといいましようか、根切りと葉切り、精度またスピードが全然カタログと違うということで、23年度にもこれはデモをされたそうです。そのときにもそういう状況で、なかなか改善が見られなかったということでした。それと、そのときには試運転の際に部品の故障等もあったということを知っています。また、同種同規模の機械はほかのメーカーにはないということで、本年の導入は見込めないということから今回の導入は見送られたというふうに聞いております。

以上です。（「来年もその計画は……」と呼ぶ者あり）

来年の計画ということでございますけど、タマネギの調製機は20年から第4次農業機械等緊急開発事業において実証試験に取り組んでおられたということで、農協等の意見を聞いてみますと、調製機にカタログに書いてあるような改良が見られない限り導入は行わないというふうな意見が付されております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原房義議員

予算書の24ページ、学校管理費の、申しわけございませんけども、関連でお尋ねしたいと思っておりますけども、実は昔の福富小学校があったところは御存じでしょうか。ちょうど武雄福富線の県道ございますが、そのすぐ北側、今はミツセ農産さんという青果業者がございまして、そのすぐ東側に昔の小学校跡地がございまして、そこには記念碑がございまして、松の木が1本ございまして、この松の木が合併以来、恐らく一回も剪定をされてございません。したがって、以前は、合併前は毎年剪定をやっておりましたけども、合併以来剪定が一回もされないで、立派な松の木でしたけども、今は野性的な木になってしまっております。これも昔の小学校の跡地ですけども、毎年手入れはやっていただかないと、合併したら松の木が原木のようになってしまったということで周りの方からもいろいろ苦情がございまして、その点、学校管理費に当たるのか社会教育の分野に当たるのかわかりませんが、そういった歴史あるところでございまして、ぜひ管理だけはやっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○白武 悟議長

この辺につきましては、全協で加えとっていただくということでよろしゅうございますか。

ほかに質疑はございませんか。

○吉岡英允議員

ページ数22ページお願いいたします。22ページの8目農道費でございます。農道費の説明のところに、修繕料で100万円、農道補修工事費で100万円というふうなことで今回補正で上げられております。何か突発性があって修繕されるものか、内容説明を求

めたいと思います。

それと、その下の9目の水利施設管理事業費で燃料費というふうなことで155万円上がっておりますけども、そこら辺の説明もお願いいたします。

○嶋江政喜農村整備課長

予算書の22ページの、まず農道費の農道補修の件でございます。農道補修については、現在危ないところからやってはいるんですけど、近年、舗装面のクラック等の発生による被害とか、それから土どめブロックの修繕、それから不同沈下、これに伴う地元からの修繕の要望がかなり出てきております。それで、それに対応するために今の当初の予算ではどうしても不足するというので、今回補正を工事費に100万円、それと修繕料というのは軽微な、入札にかける程度じゃなくて何万円かぐらいで済むぐらいの、数万円で済むような修繕ですね、そこら辺で対応しようということで今回補正をお願いしてるわけでございます。

それと、次の水利施設管理事業費の燃料費の御質問でございますけど、燃料費については排水機場ですね、ポンプの燃料費となります。それで、基幹水利施設としては有明1号、2号、3号の排水機場分、それとその他新明北部、南部、八平第1、第2、龍神、六府方、佐留志、廻里江排水機場の燃料費になるわけでございますけど、燃油等の高騰と、あとはことし雨が多かったせいでポンプの稼働をかなりやっております。それで、非かんがい期に今なっておりますけど、非かんがい期においても雨が降ったら当然裏作等に影響がありますので、燃料がないとどうしても回せませんので、一応燃料は必要分ぐらいは充填をする必要があるということで、今の現段階では予算残も余りありませんので、今回補正をお願いした後に燃油の給油等をやって大雨等の対処をしたいということでお願いをしてるわけでございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○片渕栄二郎議員

予算書22ページの説明の欄の一番上、農地・水保全管理支払交付金事業、それから共同活動支援事業補助金が減額になっております。これは、説明の折に支援単価の減なり、あるいは活動の休止というような説明をいただいておりますけれども、支援単価の減はわかりますが、活動中止になった理由というのは。このようなすばらしい事業なのに何で活動休止されたのかなと思っておりますので、その辺がわかれば。

○嶋江政喜農村整備課長

農地・水の御質問でございまして、議員おっしゃるように、この減額については25年度に新たに向上活動に採択を受けた地区の支援単価が75%になって減額すると。それと、19年、20年に共同活動が採択になった地区も75%ということになっております。それで、あと一カ所、1区休止ということでございますけど、何で休止をされたかという事情までは今現在把握をいたしておりませんので、後ほどお答えをさせてい

ただきたいと思います。

○片渕栄二郎議員

現在、休止状態というようなことでございますけれども、この活動が再開された場合の期間はどのようになりますか。

○嶋江政喜農村整備課長

再開された後の期間ということでございますけど、当初に5年間ということでありますので、休止の間は当然事業費は来ません。だから、あとは残った分ということになります。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○川崎一平議員

21ページの2目19節青年就農給付金についてですけれども、787万5,000円で3名の方が取り下げられているということでお聞きしてはございますけれども、これ1人当たり、1組であると225万円、1人であると150万円という内訳になると思うんですけれども、なぜ3名で700万円余りの金額になってるのかというのを教えていただきたいと思えます。

○赤坂隆義産業課長

なぜ3名減ったのに787万5,000円も減ってるのかということなんですけど、まず25年度当初に7名と3名ということで10名ということで計上をいたしておりました。実際、24年度に受給なされた方が9名おられます。9名おられますけど、そのうちに3名が250万円オーバーということで、残りの6名のうち5名の方が昨年のもとの関係で前倒しの形でもらわれていたんですよ。ということで、本年度の新規就農者3名と今回の継続の方の6名と合わせまして9名ということでございます。で、夫婦の方がされた場合は、通常2人だと300万円になるんですけど、夫婦の場合は満額で225万円となります。ということで、半期ということで112万5,000円というふうな交付になっております。それで、25年については夫婦の方が1組で112万5,000円、それで新規のうち1人の方が75万円もらわれております。それと、もともと24年度に受給された方が6人おられますけど、そのうちの1人が150万円、それと5人の方が75万円ということで、合計の712万5,000円を受給ということで、今回787万5,000円の減額をお願いするものでございます。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

ページ23ページですけれども、道路橋梁費です。の補償のところですが、事業損失補償費ということで、これは事前と事後の調査をされた後のことだと思いますが、めったに余りありませんけれども、ここはどこでどういう状況だったのか、家屋だったのかとか、そういうことについてお願いします。

○岩永康博建設課長

事業損失補償について説明をいたします。

平成23年度に施工しました町道神辺線道路改良工事、その中で、ちょうど杵島と焼米の用水路があります。その用水路が2連になっておりまして、そこで幅が3.8、高さが1.5、それと幅が3.2、高さが1.5の2連のボックスカルバート、これは大きな管渠工事になります。それを敷設して橋をつくったというふうな状況で、その横に民家がありまして、その工事影響調査を事前にしておりまして、それで、工事の完了後、所有者の方から家のほうに異常があるという申し出がありまして、事後調査を行って明らかに工事の因果関係があるということが判明しましたもので、この補償をお願いします。

それで、対象家屋が木造2階建て専用住宅の106.02平方メートル、それと木造平家建て専用住宅72.72平方メートル、主な補償内容については、内壁のちぎれ補修が9カ所、外壁モルタルのはけ引きが3カ所、それと亀裂補修が12カ所、建具の矯正が2カ所、布基礎の補修が2カ所、土間コンクリートの補修が15カ所になっております。これについては、平成25年の損失補償基準、それによって補償金額が決まっておりますので、それで算定して補償金額を出しております。その補正をお願いします。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○嶋江政喜農村整備課長

片渕栄二郎議員からの農地・水の質問の中で、休止された理由ということで答弁を保留させていただいたので、理由を述べたいと思います。

休止地区については1地区でございます。組織名は控えさせていただきますけど、理由としては、前役員等の死亡とかあって、あと役員のみなり手がないということで休止をしたいという申し出があったということでございます。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

13時57分 延会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年12月13日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 久 原 久 男

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭